

よくある質問（Q&A）

【事業概要】

Q 1 市で従来から実施している「奨学金貸付制度」と「未来を育む奨学金」との違いはなんですか。

A 1 奨学金貸付制度につきましては、高等学校、専修学校、短大又は大学に進学 of 意欲があり、経済的理由により修学が困難な方に対して、奨学金を無利子で貸与するものです。

一方、「未来を育む奨学金」につきましては、貸付の返済を求めるものではなく、夢や希望を応援するものであります。提案された事業の取組み実績に基づいて、奨学金を交付するものです。

Q 2 この事業の対象を小学生から中学生とした理由はなんですか。

A 2 小学生の発達段階からチャレンジ精神を養うことにより、様々な効果が期待できるものと考えて、小学生から中学生を対象としたものです。

Q 3 奨学金に応募した場合、学校名や氏名等を公表されてしまうのでしょうか。

A 3 審査を通過した提案事業につきましては、事業の取組み状況などを情報発信していきたいと考えております。取組み状況などの公表にあたっては、応募者（保護者）のご意向を十分に確認してから、公表の方法等についてお知らせしていきます。

【応募方法】

Q 4 なぜ、保護者の同意が必要になるのですか。

A 4 応募資格が児童生徒（未成年）であることから、保護者の方にも提案する事業内容や奨学金の交付又は受領について了承していただく必要があるためです。

Q 5 実際に事業を提案する場合には、どんな書類が必要になりますか。

A 5 ①春日部市未来を育む奨学金交付申請書（様式第1号）
②春日部市未来を育む奨学金提案事業応募用紙
③事業計画書
④収支予算書
⑤団体構成員名簿及び当該構成員の保護者全員の同意書（団体の場合）
⑥応募された児童生徒及び保護者の住民票の写し
※市内に住所を有している方で①の申請書別紙（同意書）を提出されている方は不要です。

申請書類については、市のホームページからダウンロードして作成してください。

【応募資格】

Q 6 春日部市に住んでいて私立中学校に在籍していますが、奨学金の応募対象となりますか。

A 6 市内に住んでいれば、奨学金の応募対象になります。
(ただし、市内に住民登録があることが前提となります。)

Q 7 個人で提案したい事業がありますが、友人のグループからも誘われています。この場合、個人、グループの両方から応募することは可能ですか。

A 7 個人、グループ(団体)にかかわらず、応募は1人1点のみとなりますので、重複しての応募はできません。

Q 8 家庭の事情で市外へ引っ越す場合はどうなりますか。

A 8 市外に引っ越した場合には、奨学金の応募対象外となります。
ただし、市外に引っ越しても、事情により、市内公立小中学校に在籍する期間については、奨学金の応募対象となります。

Q 9 グループ(団体)で事業を実施したいのですが、注意することは何かありますか。

A 9 グループ(団体)を構成するメンバー全員の保護者の同意が必要となります。
他のグループと重複しての申請はできません。また、メンバー全員が市内に住んでいるなどの条件をクリアすれば、新たに作ったグループ、人数等は問わず申請が出来ます。

Q 10 私は小学校3年生ですが一人で書類を作るのが難しいです。両親に手伝ってもらっても大丈夫ですか。

A 10 大丈夫です。ご両親とよく話をして提出書類を作成してください。
なお、申請書、応募用紙および同意書は自署してください。

Q 11 昨年、奨学金を交付されました。今年も奨学金の交付申請をすることができるのでしょうか。

A 11 奨学金を交付された人は、再度の交付申請することはできません。ただし、申請はしましたが、奨学金を交付されなかった人は、再度のチャレンジは可能です。

【対象】

Q 12 どんな提案(事業)が対象になるのですか。

A 12 学業、スポーツ、芸術など分野を問わず、将来の夢や希望を実現するために、今、チャレンジしたいことを具体的に提案してください。
(例) プロの演奏家になりたい ⇒ 吹奏楽団等を招いて本格的な指導を受けたいなど

Q 13 最大で5年間、事業を実施することができるようですが、奨学金の申請方法を教えてください。

A 13 5年間の事業を実施する場合には、5年間の事業計画書や収支予算書などを提出

してもらいます。2年目以降は、毎年、事業計画書や収支予算書等を提出してもらい、内容を確認させていただきます。

Q 1 4 私は今、中学校1年生ですが、卒業後も引き続き事業を実施できますか。

A 1 4 卒業後も春日部市に住んでいれば、引き続き最大で5年間の事業実施ができます。

Q 1 5 プロの演奏家になりたい、楽器を購入したいのですが対象になりますか。

A 1 5 楽器の購入は備品購入費に該当するため、対象外となります。

Q 1 6 事業実施のためにかかった経費については、領収書が必要ですか。

A 1 6 かかった経費については、必ず領収書（購入品名の記載が必要）を提出してもらうこととなります。

【事業の実施期間】

Q 1 7 3月15日までに事業を終わらせなくてはならないのですか。

もし終了しなかった場合はどうなりますか。

A 1 7 3月15日までに事業は終了してもらいます。

事業が計画どおりに実施できなかった場合は、事情をお聞きしたうえで、事業を実施した分について、奨学金を交付する場合があります。

複数年の事業計画の場合は、3月15日までに実績報告書を提出していただきます。その後、追加で事業を実施した分を提出していただくこととなります。

Q 1 8 提案した事業が実施できなかった場合はどうなりますか。

A 1 8 事業が計画どおりに実施できなかった場合には、奨学金を交付することはできません。ただし、事業を一部しか実施できなかった場合は、事情をお聞きしたうえで、事業を実施した分について、奨学金を交付する場合があります。

Q 1 9 複数年の事業（例えば3年間）を実施する場合、2年目以降はどんな書類を提出すればよいのですか。

A 1 9 2年目以降は、その年に実施する事業計画書や収支予算書等を提出してもらい、内容を確認させていただきます。

【審査】

Q 2 0 審査ってどんなことをするのですか。

A 2 0 一次審査は書類審査を行います。提出された応募用紙、事業計画書および収支予算書をもとに、提案者が主体的に取り組む夢や目標であるかどうか、具体性や実現性、計画性などを総合的に審査します。

二次審査は、プレゼンテーション審査を行います。実施しようと考えている提案事業の内容について、審査員・関係者の前で発表してもらいます。表現や構成力、熱意（本気度）などを総合的に審査します。その後、内容について審査員の質問に答えてもらいます。

Q 2 1 複数年の事業の場合、2年目以降も審査を行うのですか。

A 2 1 毎年、事業計画書等を提出していただき、計画や予算の内容を確認させていただきます。

Q 2 2 審査の結果、落選することはありますか。

A 2 2 審査結果によっては、落選することもあります。